

困ったとき、わからないときは…

相談
しよう!

消費生活センター 県民サービスセンター

気仙沼・本吉圏



気仙沼地方振興事務所
県民サービスセンター

0226-22-7000

仙台弁護士会
気仙沼法律相談センター

0226-22-8222

東部地方振興事務所
登米地域事務所
県民サービスセンター

0220-22-5700

仙台弁護士会
登米法律相談センター

0220-52-2348

東部地方振興事務所
県民サービスセンター

0225-93-5700

仙台弁護士会
石巻法律相談センター

0225-23-5451

栗原圏



登米圏



石巻圏



大崎圏



仙台圏



仙南圏



北部地方振興事務所
栗原地域事務所
県民サービスセンター

0228-23-5700

北部地方振興事務所
県民サービスセンター

0229-22-5700

仙台弁護士会
古川法律相談センター

0229-22-4611

宮城県消費生活センター

022-261-5161

仙台弁護士会
法律相談センター

022-223-2383

大河原地方振興事務所
県民サービスセンター

0224-52-5700

仙台弁護士会
県南法律相談センター

0224-52-5898

消費者ホットライン

188(嫌や!)

お住まいの地域でその日相談できる窓口につながります。
その他、市町村でも消費生活相談窓口を設置しています。

警察相談専用電話

#9110

相談受付時間

宮城県消費生活センター

平日:9:00~17:00 土日:9:00~16:00
※祝日・年末年始はお休みです。

各地方振興事務所県民サービスセンター

平日:9:00~16:00
※土日祝日年末年始はお休みです。

宮城県消費生活センターのホームページから、
本情報誌のバックナンバーをご覧ください。

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syoubun/miyaginojoho.html>

みやぎの消費生活情報



検索!



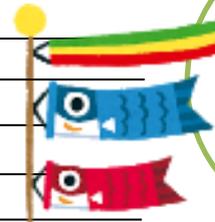
本情報誌についてのお問合せは、宮城県消費生活・文化課相談啓発班まで(電話 022-211-2524)

みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

- ◆特別定額給付金に関する不審なメールにご注意を！
- ◆新型コロナウイルスに便乗した悪質商法に注意！
- ◆インターネットのトラブルに気をつけましょう！
- ◆「簡単に儲かる」という情報商材のトラブルに注意！
- ◆宮城県消費生活センターからのお願いとお知らせ



2020

5 May
月号

第122号

特別定額給付金(仮称)に関する不審なメールにご注意を！！

特別定額給付金に関する不審なメールが確認されています。不審なメールが届いたり、おかしいと思うことがあったら最寄りの消費生活相談窓口にご相談しましょう。



給付金10万円について
詳細確認とお手続きは下記
URLへアクセスしてください。
<http://●●●-□□□.com>

※イメージです。

★アドバイス★

- 心当たりのない送信元から怪しいメールが届いても、反応しないようにしましょう。
- 日頃からメールの URL はすぐにタップ（クリック）せず、公式サイトなどの 確かな情報源 から真偽を確認しましょう。
- 氏名や住所、電話番号などの 個人情報 は 安易に入力しないようにしましょう。
- 困ったときは、最寄りの消費生活相談窓口にご相談しましょう。

※特別定額給付金に関連する情報については、宮城県警や総務省、消費者庁、国民生活センターのホームページも参考にしてください。

新型コロナウイルス 給付金関連消費者ホットライン 0120-213-188

国民生活センターでは「新型コロナウイルス給付金関連消費者ホットライン」を開設し、フリーダイヤルで、給付金に関する消費者トラブルについての相談を受け付けます。

新型コロナウイルスに便乗した悪質商法に注意！

相談事例

- 不審なマスク販売広告メールがスマートフォンに届いた。
- マスクを無料送付するというメッセージがスマートフォンに届いた。
- 注文していないマスクが送られてきた。
- 信用金庫の職員を名乗る電話があり、新型コロナウイルスの関係で必要と、口座番号と暗証番号を聞かれた。
- 携帯電話会社名で新型コロナウイルス関係の助成金を配布するとのメールが届いた。

Etc.



★アドバイス★

● 怪しい電話はすぐに切り、メールは無視してください

新型コロナウイルス対策に便乗し、市役所などの公的機関や携帯会社などになりすまして、個人情報や口座情報を詐取しようとする相談が見られます。電話やメール等で「助成金があるので個人情報や口座情報を教えてほしい」と言われたら、詐欺の疑いがあります。こうした電話はすぐに切り、メールは無視しましょう。

● 絶対に口座情報や暗証番号等を教えたり、キャッシュカード等を渡さないでください

事業者団体や金融機関、警察が暗証番号を尋ねたり、キャッシュカードや通帳を送るように指示したりすることは一切ありません。電話や訪問をされたり、メール等が届いたりしても、絶対に口座情報や暗証番号等を教えたり、キャッシュカードや通帳、現金を渡したりしないでください。

● 困ったときには、最寄りの消費生活相談窓口にご相談しましょう



©宮城県・旭プロダクション

消費者ホットライン「188（いやや！）泣き寝入り」

短縮ダイヤル「188」をダイヤルすると
お近くの自治体の消費生活相談窓口をご案内します。
ひとりで悩まず相談しましょう！



インターネットのトラブルに気をつけましょう！

コロナウイルス感染症拡大防止のため、自宅で過ごす時間が長くなっていると思います。それに伴って、以下のような消費者トラブルが増加していますので、十分に気をつけましょう。

- 子どものオンラインゲームの課金トラブル
- 定期購入トラブル
- 情報商材のトラブル

「簡単に儲かる」という情報商材のトラブルに注意！

相談事例



SNS で知り合った人から「入会金50万円を支払えば、経営とFX投資の知識が得られる」と投資ビジネスの勧誘をされた。「お金がない」と返答したところ、「消費者金融で借りればいい」と言われたので、すぐに近くの消費者金融で50万円を借りて支払った。支払いから2日後、キャンセルしたいと思い、クーリングオフと返金を申し込んだら連絡が途絶えてしまった。経営やFX投資の情報ももらっていない。

★アドバイス★

- 副業や投資等で高額収入を得るためのノウハウ等と称してインターネット等で販売されている情報のことを「情報商材」と言います。
- 広告等をきっかけに、簡単に収入が得られると信じて契約したものの、広告や説明と違って収入が得られないという相談が多数寄せられています。情報商材をきっかけにソフトウェアやコンサルティング等を契約させられるケースもあるので注意が必要です。
- 簡単に高収入を得られることはありません。寄せられた相談をみると、実際にはあまり価値のない情報が高額で販売されていますが、契約前に内容を確認することができないので、安易に信用して事業者に連絡しないでください。

宮城県消費生活センターからお願いとお知らせ

《宮城県消費生活センターからのお願い》

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当面の間、原則として、電話相談でのみ受け付けております。皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

●県図書館での消費者月間パネル展の中止について●

「県政だより5・6月号」で消費者月間パネル展の開催についてお知らせしておりましたが、新型コロナウイルス感染症が拡大している状況を鑑み、中止することといたしました。御理解いただきますようお願い申し上げます。

●出前講座について●

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、出前講座についても現在中止させていただいております。

●お休みについて●

ゴールデンウィーク期間中の宮城県消費生活センターの相談受付日は、下の表のとおりです。

4月						
月	火	水	木	金	土	日
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			
5月						
月	火	水	木	金	土	日
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10

<相談受付時間>

- しるしのない日（平日）
午前9時～午後5時
- ○で囲われた日（土日）
午前9時～午後4時
- ×の日はお休みです。